

(広報資料)

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

文 化 市 民 局
(市民生活部区政推進課 222-3048)
中 京 区 役 所
(区 民 部 総 務 課 812-2420)
下 京 区 役 所
(区 民 部 総 務 課 371-7163)

区役所庁舎における T V モニター広告の実施について

京都市では、平成 1 9 年 7 月から財源確保の取組として、冊子やパンフレット等さまざまな媒体を広告掲載に活用する事業を全市的に実施しています。

この度、区役所・支所庁舎の維持管理に係る財源確保策として、区役所・支所庁舎内に T V モニターを複数台設置し、広告及び行政情報を放映する広告事業を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 広告事業概要

(1) 実施区役所

中京区役所及び下京区役所 (今後、順次拡大実施予定)

(2) T V モニターの設置場所

- ア 中京区役所
- | | |
|-----|------------------------|
| 1 階 | エントランスホール (2 0 インチ) |
| 1 階 | エレベータ前 (2 0 インチ) |
| 2 階 | 保健所待合ロビー (2 0 インチ) |
| 3 階 | エレベータ前 (2 0 インチ) |
| 3 階 | 市民窓口課待合ロビー (2 0 インチ) |
- イ 下京区役所
- | | |
|-----|--------------------------|
| 1 階 | エントランスホール (3 2 インチ) |
| 1 階 | 保健所エレベーターホール (2 0 インチ) |
| 2 階 | エレベーターホール (2 0 インチ) |
| 3 階 | エレベーターホール (2 0 インチ) |

製作、取付及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担

(3) 実施期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

放映時間は、原則として、区役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(4) 放映内容

広告及び行政情報

行政情報は全体の 1 / 4 以上放映

(5) 財政効果

広告料及び区庁舎使用料として、上記 9 台で年間約 1 1 5 万円。

(6) 設置者 (行政財産の目的外使用許可を受け、T V モニターを設置する者)

長田広告株式会社

2 問い合わせ先

文化市民局市民生活部区政推進課 電話番号 075 - 222 - 3048

中京区役所区民部総務課 電話番号 075 - 812 - 2420

下京区役所区民部総務課 電話番号 075 - 371 - 7163